

議 会 資 料	議案第 23 号
保険年金課	

志摩市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

1. 条例一部改正の趣旨

令和6年度市政運営の5つの重点分野のひとつである「人口減少・少子化対策の本格化」におけるライフステージに応じた切れ目ない支援を実現するべく、子ども医療費において助成対象年齢の拡大を行うため、福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

2. 条例一部改正の内容

子ども医療費の助成対象となる年齢を現行の15歳の年度末から18歳の年度末まで拡大します。なお、この一部改正に伴い各規定の整理を行うとともに、志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則もあわせて一部改正し、対象者の所得の要件の撤廃と現物給付の範囲拡大を実施します。また、実施については令和6年9月診療分以降としております。【条例：第2条第2項以下各項】

3. 改正による効果等

18歳の年度末までの子どもの医療について所得にかかわらず、窓口での負担なしで受診できる環境を整えることによって、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することができ、少子化の要因のひとつである子育ての経済的負担が軽減されます。

志摩市福祉医療費の助成に関する条例(平成16年志摩市条例第136号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない女子(以下この項において<u>これらの者</u>「母」という。)であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満の者」という。)を養育している家庭の母をいう。<u>ただし、前項に規定する者を除く。</u></p> <p>3 この条例において「一人親家庭等の父」とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない男子(以下この項において<u>これらの者を</u>「父」という。)であって、民法第877条の規定により、現に18歳未満の者を養育している家庭の父をいう。<u>ただし、第1項に規定する者を除く。</u></p> <p>4 この条例において「一人親家庭等の児童」とは、次の各</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない女子(以下この項において_____「母」という。)であって、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満の者」という。)を養育している家庭の母をいう。_____</p> <p>3 この条例において「一人親家庭等の父」とは、法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)をしたことのない男子(以下この項において_____「父」という。)であって、民法第877条の規定により、現に18歳未満の者を養育している家庭の父をいう。_____</p> <p>4 この条例において「一人親家庭等の児童」とは、次の各</p>

号のいずれかに該当する者をいう。ただし、第1項に規定する者を除く。

(1)・(2) (略)

5 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、第1項及び前項に規定する者を除く。

6～10 (略)

号のいずれかに該当する者をいう。_____

(1)・(2) (略)

5 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。_____

6～10 (略)